石狩振興局農商工連携・６次産業化支援データベース取扱要領

平 成 ３ １ 年 ４ 月 １ ７ 日
北海道石狩振興局商工労働観光課

第１　目的

石狩管内で農商工連携・６次産業化に取り組む農林漁業生産者と商工業者を結び付けるため、生産者及び商工業者のデータベースを整備し公開することにより、個別に連携した取組を支援する。

【データベースの運用イメージ】

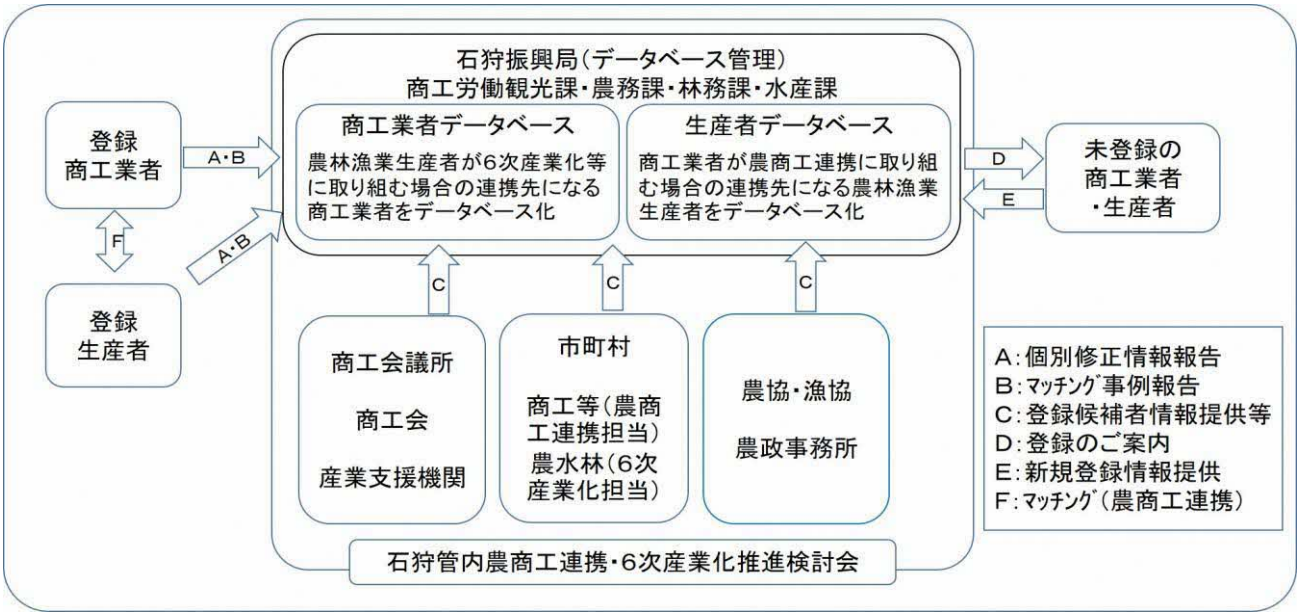

第２　データベースの運用について

１　情報の公開及び活用

（１）データベースは、石狩振興局商工労働観光課（以下、「振興局」という。）ホームページで公開する。

（２）登録者は、登録情報の中で外部非公開を希望する項目がある場合は振興局に申し出ることとする。

（３）データベースは登録事業者間及び外部問い合わせ等のマッチングに活用するほか、登録者に対する各種事業・施策等の情報発信に利用する。

２　データベースの更新

（１）登録を希望する者は、別紙「農商工連携・６次産業化支援データベース登録票」を振興局に提出することとし、振興局は、新規登録があった場合は随時更新する。

（２）登録者は、登録内容に変更があった場合は、速やかに振興局に連絡し、振興局は変更後の内容について随時更新する。

（３）振興局は、年１回以上、登録者に対し登録内容の変更有無を確認する。

３　マッチング情報の確認

（１）登録者は、データベースによるマッチング事例（①照会・相談、②試作等、③商品の製造・販売等）があった場合は、振興局へ連絡することとする。

（２）振興局は、登録者に対しマッチング事例について適宜ヒアリングを行う。

第３　データベース利用上の注意

（１）データベースは、登録者（掲載商工業者・生産者）からの申告情報に基づいて作成するものであり、掲載情報については、振興局では責任を負わない。

（２）データベースに掲載された情報に基づいて行う取引に関する信用判断等は、利用者の責任において行うこととする。